

## 議 案 第 3 号

### 専決処分の報告及び承認について

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、平成27年4月10日を施行日として介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が同日に公布されたことに伴い、第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る市町村が定める保険料率の減額割合の範囲が定められたことから、特に緊急を要すると認め、低所得者の第1号被保険者に対する介護保険料を減額し、負担の軽減を図るため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成27年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

## 専 決 処 分 書

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年4月10日

松戸市長 本郷谷 健 次

## 理 由

低所得の第1号被保険者に対する介護保険料を減額し、負担の軽減を図るため。

## 松戸市介護保険条例の一部を改正する条例

松戸市介護保険条例（平成12年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第8項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例）

- 8 第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,840円とする。

附則第9項を削り、附則第10項を附則第9項とし、附則第11項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。